

第3次茨木市こども読書活動推進計画 改定版（案）

令和7年(2025年)3月

茨 木 市



「本が好きなまち・茨木」をめざして

こどもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものであり、人生をより深く生きる力を身に付けていくために欠くことができないものです。

発達段階や特性に応じて、こどもたちが本と出会い、読書を楽しむためには、周囲の大人がこどもの読書活動の意義を理解し、成長過程のあらゆる場面でこどもが物語にふれ、気軽に本を手にとることができるような環境づくりに取り組むことが重要です。

茨木市では、本市でたくさんの本に出会ったこどもたちが、大人になってからも読書を楽しみ、次の世代のこどもたちに本を読む楽しさをつないでいける「本が好きなまち・茨木」をめざして、本計画に沿って取組を進めてまいります。

令和7年(2025年)3月

茨 木 市

目 次

	ページ
第1章 計画改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 国・府の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間及び対象	4
第2章 第3次計画における取組と成果・課題	5
1 第3次計画の基本方針	5
2 第3次計画における取組と成果・課題	6
(1) 基本方針Ⅰ 子どもの読書機会・環境の充実と読書活動の啓発の取組と 成果・課題	6
①家庭・地域	6
② <u>保育所（園）・幼稚園・認定こども園等</u>	11
③ <u>学校</u>	11
④ <u>市立図書館</u>	13
(2) 基本方針Ⅱ 関係機関の連携と人材の育成の取組と成果・課題	16
① <u>関係機関の連携</u>	16
② <u>こどもの読書に関わる人材の育成</u>	18
第3章 第3次計画 改定版の基本的な考え方	20
1 基本方針	21
Ⅰ こどもの読書機会・環境の充実と読書活動の啓発	21
Ⅱ 関係機関の連携と人材の育成	21
2 計画の体系	21

第4章 計画の実現に向けた取組	22
1 基本方針Ⅰ こどもの読書機会・環境の充実と読書活動の啓発	22
（1）家庭・地域での推進	22
（2）保育所（園）・幼稚園・認定こども園等での推進	24
（3）学校での推進	25
（4）市立図書館での推進	26
2 基本方針Ⅱ 関係機関の連携と人材の育成	28
（1）関係機関の連携	28
（2）こどもの読書に関わる人材の育成	29
3 推進体制の整備	30

【資料編】

1 学校と公共図書館ねっとわーくプラン	31
2 茨木市こども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	38
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	40
4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	43

「こども」の表記については、本市の方針に沿って本計画改定版からひらがなの「こども」としてありますが、固有名詞を用いている場合と「第3次茨木市子ども読書活動推進計画」内の文言記載については漢字の「子ども」としてあります。

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市では、平成17年（2005年）3月に「茨木市子ども読書活動推進計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次茨木市子ども読書活動推進計画」を、令和2年（2020年）3月に「第3次茨木市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」）を策定し、家庭・地域¹・学校等²と図書館との連携強化を図り、こどもが読書に親しむための機会の提供や様々な読書環境の整備に取り組んでまいりました。

近年、インターネットやスマートフォン、SNS³などの普及や、GIGAスクール構想⁴による学校での児童・生徒一人一台端末の整備により、インターネットの利用がこどもたちの日常に欠かせないものになるなど、こどもを取り巻く社会環境が急激に変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、日常生活や読書環境に大きな影響をあたえたほか、家庭環境や生活環境の変化、価値観が多様化するなかで、こどもの読書離れが指摘されています。

そのような状況の中で、家庭・地域・保育所（園）・幼稚園・認定こども園⁵・学校・図書館等が連携し、こどもが発達段階に応じた読書習慣を身につけることができるよう、引き続き、社会全体でこどもの読書活動を推進する必要があります。

国は令和5年（2023年）に、大阪府は令和3年（2021年）に新たな読書推進計画を策定していますが、第3次計画の基本方針は変わるものではなく、その趣旨は国・府の計画の趣旨と合致しています。そのため、第3次計画を改定し、これまでの読書活動推進における取組や、令和4年度（2022年度）に実施した「子ども読書活動に関するアンケート」の結果を踏まえ、さらなる計画の推進を図ります。

¹ 地域：市立図書館、こども支援センター、上中条青少年センター、教育センター、公民館、多世代交流センターおよびこれらの施設に関する職員・団体・ボランティア等を含む。

² 学校等：保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校、障害児通所事業所を含む。

³ SNS：ソーシャルネットワークサービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスをいう。LINEやX、Facebookなどがある。

⁴ GIGAスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの整備により、すべてのこどもたちの資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するための構想。

⁵ 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている。

2 国・府の動向

国は読書の重要性を考え、平成 12 年（2000 年）を「子ども読書年⁶」と定め、翌平成 13 年（2001 年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、国を挙げて、こどもの読書活動を推進する姿勢を打ち出しました。

そして、この法律に基づき、平成 14 年（2002 年）8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」）、平成 20 年（2008 年）3 月に「第二次基本計画」、平成 25 年（2013 年）5 月に「第三次基本計画」、平成 30 年（2018 年）4 月に「第四次基本計画」、令和 5 年（2023 年）3 月には「第五次基本計画」を策定しています。「第五次基本計画」では、基本方針で、「急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう社会全体で子どもの読書活動を推進する」ことを掲げています。

大阪府では、国の動向を受けて平成 15 年（2003 年）1 月に「大阪府子ども読書活動推進計画」（以下「大阪府計画」）、平成 23 年（2011 年）3 月に「第 2 次大阪府計画」、平成 28 年（2016 年）3 月に「第 3 次大阪府計画」、令和 3 年（2021 年）3 月には「第 4 次大阪府計画」を策定しています。「第 4 次大阪府計画」では、基本方針として「発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境を整備するために、大阪全体で取組む」としています。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を実現するため、国は、令和元年（2019 年）6 月に「視覚障害者等⁷の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）を制定し、「読書バリアフリー法」第 7 条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和 2 年（2020 年）7 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（通称：読書バリアフリー基本計画）を策定しました。

大阪府は、令和 3 年（2021 年）3 月に、「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）」を策定しています。

（次ページ「国・大阪府・茨木市の動向」参照）

⁶ 子ども読書年：平成 11 年（1999 年）8 月、衆参両議院の議決により、平成 12 年（2000 年）の国際子ども図書館の開館に合わせて制定された。

⁷ 視覚障害者等：視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。（文部科学省「読書バリアフリー法」概要より）

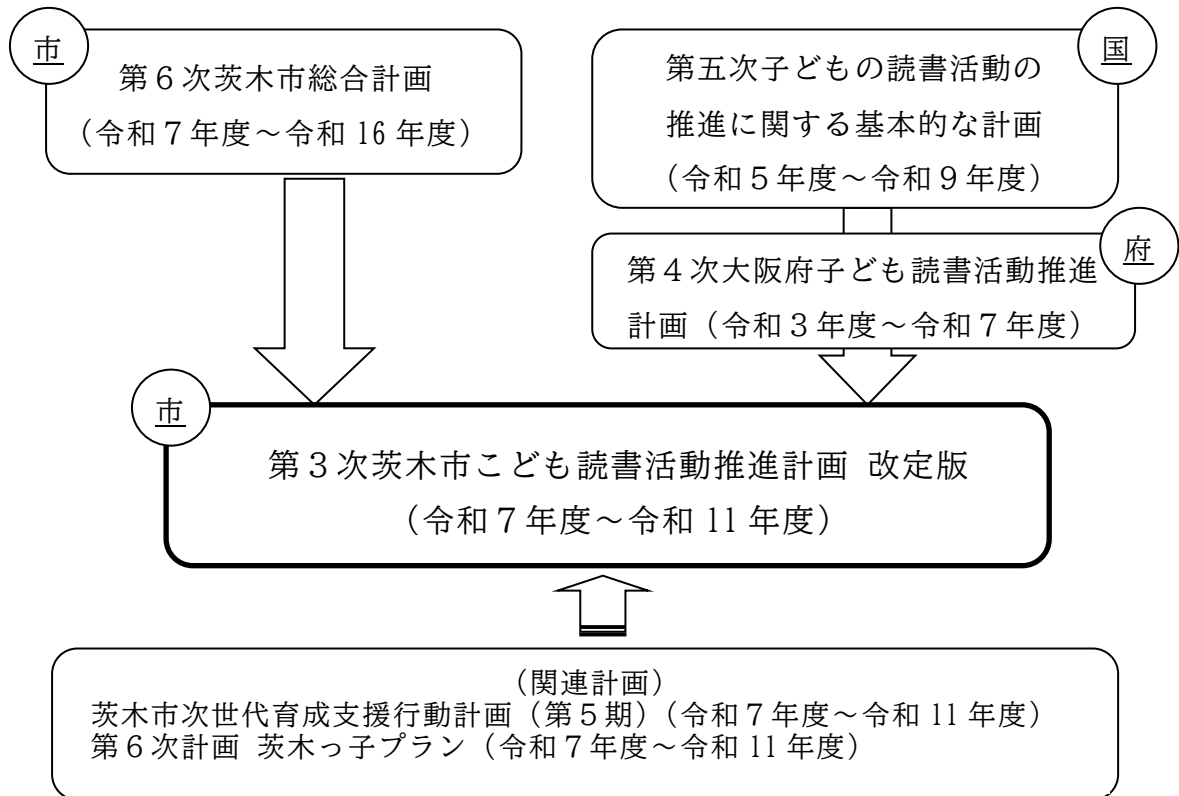
国・大阪府・茨木市の動向

年 月	国	大阪府	茨木市
平成 12 年	「子ども読書年」		
平成 13 年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行		
平成 14 年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成 15 年 1 月		「大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
平成 17 年 3 月			「茨木市子ども読書活動推進計画」策定
平成 17 年 7 月	「文字・活字文化振興法」成立		
平成 18 年 12 月	「教育基本法」改正		
平成 19 年 6 月	「学校教育法」改正		
平成 20 年 3 月	「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成 22 年 4 月			「茨木市子ども読書活動推進計画事業報告書」作成
平成 23 年 3 月		「第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
平成 25 年 5 月	「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成 26 年 7 月	「学校図書館法」改正		
平成 27 年 3 月			「第 2 次茨木市子ども読書活動推進計画」策定
平成 28 年 3 月		「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
平成 30 年 4 月	「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
令和元年 6 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」公布・施行		
令和 2 年 3 月			「第 3 次茨木市子ども読書活動推進計画」策定
令和 2 年 7 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定		
令和 3 年 3 月		「第 4 次大阪府子ども読書活動推進計画」策定 「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」策定	
令和 5 年 3 月	「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		

3 計画の位置づけ

本計画は、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び大阪府の「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の内容を踏まえて、「第3次茨木市子ども読書活動推進計画」を改定するものです。

また、市の最上位計画である「第6次茨木市総合計画」のまちの将来像2子育て・教育及び3文化・市民活動に関連した施策を示すものであり、関連計画である「茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）」及び「第6次計画 茨木っ子プラン」との整合性を図っています。



4 計画の期間及び対象

本計画（改定版）の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）のおおむね5年間とし、法令改正、社会情勢等を反映させ、より実効性の高い計画となるよう随時見直しを行います。

計画の対象については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条において、「子ども」とは「おおむね18歳以下の者をいう」としていることから、本計画においても法の趣旨をふまえ、おおむね18歳以下のこどもを対象とします。また、こどもの読書活動の推進に関わる周囲の大人（保護者、教育・福祉・保健の行政関係者、地域の団体・ボランティアなど）も対象に含みます。

第2章 第3次計画における取組と成果・課題

1 第3次計画の基本方針

「第3次茨木市子ども読書活動推進計画」（令和2年（2020年）3月）では、次の2つの基本方針に基づき取組を行いました。

I 子どもの読書機会・環境の充実と読書活動の啓発

子どもたちが日常生活の中で読書習慣を身に付け、興味や特性に応じた読書活動を通して豊かな学びのある人生を歩めるよう、家庭・地域・学校等さまざまな場所において、子どもと本が出会う機会や環境の整備を行い、子どもの周囲にいる大人たちに、子どもの読書活動の重要性について、引き続き普及・啓発していきます。

II 関係機関の連携と人材の育成

子どもが多く時間を過ごす保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校等と、子どもに関わる地域の施設等、子どもの読書活動に関わる関係機関が相互に連携・協力し、より効果的な推進体制で取り組みます。また、継続して取組を進めるため、子ども読書に関わる人材の育成や知識・技能の向上を図ります。

2 第3次計画における取組と成果・課題

第3次計画での取組とその成果・課題について、主なものを基本方針ごとにまとめました。

(1) 基本方針Ⅰ 子どもの読書機会・環境の充実と読書活動の啓発の取組と成果・課題

① 家庭・地域

子ども読書活動に関するアンケート調査⁸（以下「読書アンケート」）の結果で、4歳児の保護者に「お子さんに1週間のうち何日、本を読んであげますか」の問いで、「0日」と答えた保護者は、平成26年度9.7%から令和元年度3.3%への減少傾向から一転し、令和4年度は10.5%になりました。

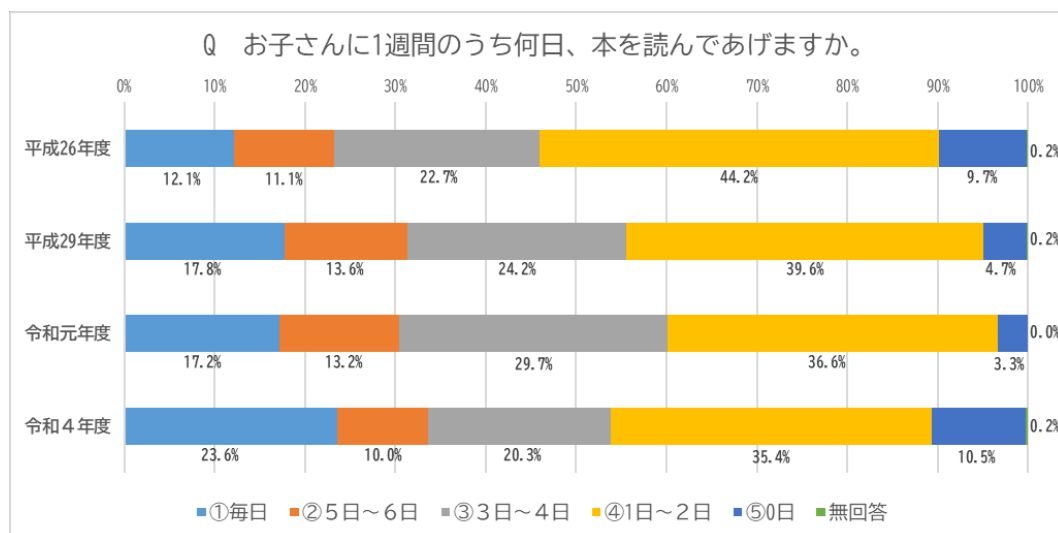
一方で、「毎日」の回答は平成26年度12.1%から平成29年度、令和元年度は17%代、令和4年度23.6%に増加しました。【図表1】

また、「お子さんに最近1か月で何冊本を読んであげましたか」という質問では、「0冊」が平成26年度3.9%、平成29年度2.2%、令和元年度0.7%、令和4年度4.1%となっています。

一方、「11冊以上」が平成26年度29.2%、平成29年度39.3%、令和元年度42.7%、令和4年度40.7%となっています。【図表2】

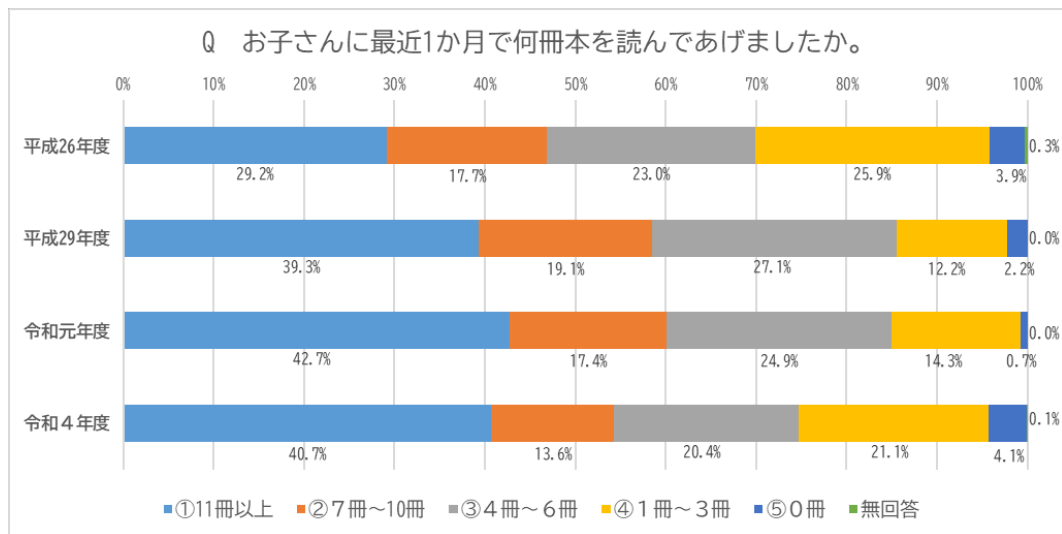
家庭での読書については、頻度および量ともに、両極化の傾向が見られます。

【図表1】



⁸ 子ども読書活動に関するアンケート調査：茨木市におけるこども読書活動の実態を把握し、読書活動を推進するうえでの基礎資料とするため、市立小学校2年生・5年生・市立中学校2年生、また保育所（園）・幼稚園・認定こども園に在籍する4歳児の保護者を対象に平成26年度より3年ごとに実施している。

【図表 2】



ア) ブックスタート事業

4か月児健康診査においてブックスタート事業⁹を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、一時絵本の紹介や読み聞かせを中止したものの、健診会場がおにクルに移転した後は、おはなし会ボランティア¹⁰による読み聞かせを再開し、保護者に乳幼児期から絵本を介して親子がふれあうことの大切さについて伝えました。健診後には親子で、おにクルぶっくぱーくを利用される流れを作っていますが、今後も工夫して取り組む必要があります。また、保健師の訪問指導や地区活動等を通じて、読書活動の啓発に努めました。



ブックスタートの様子

⁹ ブックスタート事業：4か月児健康診査を受診した乳児と保護者を対象に、絵本を介して楽しく穏やかなひと時を持ってもらうことを目的に、5種類の絵本の中から1冊を手渡す。

¹⁰ おはなし会ボランティア：市立図書館のおはなし会で絵本の読み聞かせやおはなしの語りをするボランティア。

イ) 読み聞かせ会・講演会・講座の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により読書のきっかけとなる行事が減少した時期はありましたが、各施設でこどもが本に触れあうことができる取組を実施しました。

・生涯学習センターきらめき

「きらめきフェスタ」において、中央図書館と連携したおはなし会を実施しました。今後は多様な読書のきっかけとなる事業を企画し、こどもがより一層読書に親しむ機会の提供が必要です。

・男女共生センターローズWAM

登録サークルによる読み聞かせや、一時保育時の読み聞かせを行い、講座・講演等に関連したテーマで読書のきっかけとなるような特集展示をしました。引き続き、読み聞かせの場の創出が必要です。

・いのち・愛・ゆめセンター

多言語読み聞かせを実施し、多文化理解の啓発に努めました。

・学童保育室¹¹

コロナ禍でローズWAMとの読み聞かせの連携が継続できませんでした。各学童保育室で読書タイムの設定や、指導員による読み聞かせを行いました。今後は、読書に消極的なこどもへのアプローチを検討していく必要があります。

・公民館

公民館ではコロナ禍により読み聞かせに関する講習会等の実施回数は減少しましたが、開催数は増加しました。今後は積極的に読み聞かせ事業が実施されるように、中央公民館から働きかける必要があります。

・上中条青少年センター

上中条青少年センターでは絵本作りの講座など絵本との関わりをもつ機会を提供しました。今後は実施する講座の充実を図る必要があります。

ウ) こどもの本のコーナーの充実

各施設では、こどもの本、絵本のコーナーの充実を図り、利用しやすい環境づくりに努めました。

・生涯学習センターきらめき

1階交流コーナーに「乳幼児及び小学生向け書籍コーナー」を充実させ、

¹¹ 学童保育室：保護者が就労等により、放課後家庭に不在の小学校1～3年生の児童のうち、希望者を対象として原則、学校の敷地内にプレハブや学校校舎内で学童保育室を開設し、主に遊びを通して、児童の健全育成を図っている。

利用者に読書機会を提供しました。コーナーの充実と利用しやすい環境整備に努める必要があります。

- ・男女共生センターローズWAM

キッズコーナーに絵本を常設し、季節やトピックに合わせて展示替えを行うほか、SNSやホームページを活用して周知を行いました。

- ・いのち・愛・ゆめセンター

各センターでは、購入や寄贈、図書館のリサイクル図書¹²によって、こども本の充実に努めました。また、豊川いのち・愛・ゆめセンターでは、1階ロビーに児童書のコーナーを設置し、こどもの読書環境の整備を行いました。

- ・市役所窓口（南館3階）のこどもの本コーナー

市立図書館が作成したブックリスト「おもしろい本みつけた！」¹³や図書館の開館日カレンダーを設置し、こどもが本に触れる機会を増やせるよう努めました。

- ・学童保育室

市立図書館の団体貸出¹⁴や移動図書館¹⁵の巡回貸出を利用し、学童保育室の本の充実に努めました。

- ・上中条青少年センター

上中条青少年センターでは毎年度書籍を購入し、図書コーナーの充実を図りました。今後はニーズに合わせた選書を行う必要があります。

- ・教育センター

待合室に図書コーナーを設置して、図書館のリサイクル図書の活用を図りました。待合室閉室後は、ふれあいルーム¹⁶の利用者が活動の中で図書館を利用する等読書に親しむ機会をつくりました。ふれあいルームでの取組は引き続き実施します。

¹² リサイクル図書：市立図書館の蔵書のうち、利用回数が少なくなり、不要となったものを市民や関係施設等に譲与するもの。

¹³ ブックリスト「おもしろい本みつけた！」：市立図書館が作成・配布する、乳幼児向けから中高生向けまでの年齢に応じたおすすめの本を紹介するブックリスト。4種類作成、年2回発行。

¹⁴ 団体貸出：市立図書館に登録した学校等や、公共的団体に対しての貸出のこと。

¹⁵ 移動図書館：自動車に図書や紙芝居を積み、図書館から離れた地域を中心に、市内15か所を巡回している。名前は「ともしび号」。

¹⁶ ふれあいルーム：学校に登校できない状況にある児童・生徒に対して、自主活動・体験活動・学習支援を行っている不登校児童生徒支援室。



生涯学習センターきらめき本のコーナー



ローズWAMキッズコーナー



市役所こどもの本のコーナー



上中条青少年センター図書コーナー

エ) 本市にゆかりのある作家と作品の紹介・普及

川端康成文学館、富士正晴記念館では、郷土の作家を子どもたちに知ってもらい親しみをもってもらうため、こども向けの事業を開催しました。

・川端康成文学館

夏休み企画を拡充し、絵本作りのワークショップやクイズを行いました。

また、川端康成と茨木の関係を紹介する動画を作成したほか、こども向けの解説を常設するなど、こどもに分かりやすい形での情報提供に努めました。中高生向けの講座を開始し、多くの参加者に満足してもらえました。夏休みだけでなく、子どもたちに来館してもらえる企画や周知が必要です。

・富士正晴記念館

小中学生を対象とした企画展を中央図書館ロビーで開催し、富士正晴に関するクイズや展示を利用したまちがいさがし、パズル、すごろくなどを行い、富士正晴について知ってもらう機会を提供しました。



川端康成文学館



富士正晴記念館

② 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等

ア) 読書の習慣化への取組

コロナ禍においても感染症拡大防止対策を行いながら、継続して絵本の貸出を行いました。保護者向けの「絵本だより」¹⁷等を通して年齢や季節に応じた絵本の紹介をするなど、親子で絵本に興味関心をもてる機会を提供しました。継続的な読み聞かせを実施したことで、こどもにとって絵本が身近なものとなりました。今後は絵本への興味関心をより高めることができるような新たな取組や、家庭での読み聞かせを親子で楽しめるような取組を実施する必要があります。

イ) こどもの本の選定・収集の充実

絵本貸出カードをもとに、こども達が興味関心をもっている絵本のリサーチを行うとともに年齢や季節に応じた絵本等を精選・紹介しました。選定基準に偏りが生じないように情報共有し、様々な視点から絵本の選定を行う必要があります。

ウ) 配慮（支援）を要するこどもへの読書環境の整備・読書機会の提供

・児童発達支援センターあけぼの学園

読み聞かせに限らず、ペープサート¹⁸やエプロンシアター¹⁹など本に興味をもてるように個人に対応した取組を実施しました。今後も引き続き個人に応じた環境づくりが必要です。

・保育所（園）・幼稚園・認定こども園

配慮（支援）を必要とするこどもも、集団の中で一緒に楽しむことができるような絵本の選定を心がけました。また落ち着いた環境づくりなど個々に応じた対応を実施しました。個別に配慮（支援）が必要なこどもは、全体での読み聞かせに参加しづらい傾向があるため別途対応が必要です。

③ 学校

ア) 小・中学校における読書の習慣化への取組

学校図書館を活用したモデル校²⁰の公開授業を通して、調べ学習の成果や方法を、市内小中学校で共有しました。

¹⁷ 絵本だより：保育所（園）や幼稚園、認定こども園で作成している保護者向けのおたより。

¹⁸ ペープサート：紙で作成した人形劇。

¹⁹ エプロンシアター：エプロンに布・紙で作った人形等を貼ったり外したりして展開する人形劇。

²⁰ 学校図書館を活用したモデル校：大阪府スクール・エンパワーメント推進事業で選定された学校図書館を充実・活用するモデル校。令和7年度から「言語能力を育むモデル校」に名称変更予定。

イ) こどもの本の選定・収集の充実

学校図書館の蔵書の充実を図るとともに物流システム²¹を利用し、他校や市立図書館の蔵書も活用しました。

ウ) 障害のあるこどもたちへの読書機会の提供

司書教諭²²連絡会やスクールサポーター²³研修会において、こどもの理解についての研修や、どのこどもたちにも効果的な指導方法についての研修等を実施しました。支援が必要なこどもたちの読書状況について把握し、全てのこどもたちの読書を推進する手立てを考えていく必要があります。

エ) 学校図書館運営体制の充実

司書教諭と図書館担当教員を中心に、スクールサポーター、学校図書館ボランティア²⁴等が連携し、市立図書館司書による研修や、学校図書館の訪問・アドバイスを受けることで学校図書館の運営体制の充実を図りました。引き続き各教科等の授業で学校図書館の活用を進めていきます。

今後も司書教諭やスクールサポーターなどが使用する市内学校の情報共有システムの活用などを通し、情報共有やフィードバックができる仕組みづくりをしていく必要があります。



公開授業の様子



学校図書館

職場体験で図書館にきた中学生に実施した意識調査では、「学校のタブレットに電子書籍を読めるアプリがあれば、読みますか？」という質問に対して「学校のタブレットにあれば読む」の回答は約6割でした。また「読書ア

²¹ 物流システム：市内全小・中学校を3ブロックに分け、学校間の図書の貸し借りや中央図書館の蔵書の貸出・返却を行うもの。

²² 司書教諭：学校図書館法により、12 学級以上の規模の学校で置くこととされており、本市では全小・中学校で発令されている。学校図書館の専門的な職務を行うため、教諭のうち司書教諭資格を有する者の中から発令される。

²³ スクールサポーター：司書教諭、学校図書館ボランティアと連携して学校図書館の環境整備（本棚の整理・掲示・展示）や授業で使用する図書の準備などを行う。令和7年度から名称変更。

²⁴ 学校図書館ボランティア：学校図書館で図書の修理や展示、読み聞かせなどを行うボランティアのこと。

ンケート」では「あなたは、読みたい本をどのようにして探しますか。」という問いに対して「インターネットで調べる」という回答が6割以上ありました。また、「あなたは、知りたいことや、わからないことがあった時、どのようにして調べますか。」という問いに対して「インターネットで調べる」という回答が9割以上でした。加えて一人一台端末の整備に伴い、さらにインターネットが身近な存在となってきています。今後は、一人一台端末を活用して電子書籍を含めた多様なメディアに触れる機会を充実させ、こどもたちが利用しやすい読書環境整備に努めるとともに、デジタル情報との関わり方についてこどもたちが自ら考えられるよう検討する必要があります。

④ 市立図書館

ア) こどもの本の選定・収集の充実

こどもの興味関心のある資料や、年齢・季節に応じた資料をはじめ幅広いこどもの本を収集しました。

10代向けの小説や勉強・進路の本を集めた「イバハルコーナー²⁵」を各館に設置しました。

また、電子書籍を導入し、適宜、収集更新を行いました。今後も電子書籍については、こども向けの調べ物の本や、中高生向けの読み物などを拡充していくとともに周知を図る必要があります。

イ) 移動図書館による巡回

市立図書館や分室から離れた地域を定期的に巡回するとともに、イベントや、こどもの集まる場所に巡回し、読書の機会を提供しました。継続して読書機会の提供や図書館のPRに取り組む必要があります。

ウ) ブックリスト「おもしろい本みつけた！」等の作成・配布

0歳から高校生までの年齢に応じたおすすめの本を紹介するブックリストを年2回作成し、私立幼稚園や保育園にも配布を拡大しました。また、中高生が選ぶ中高生向けブックリスト「中高生の推し本」を作成し、図書館や市内中学校図書館・高校図書館で配布、図書館ホームページに掲載しました。

²⁵ イバハルコーナー：茨木と青春の訓読みアオハルから作った造語で、10代向け図書を紹介したコーナー。

エ) こどもの読書に関する相談

問い合わせの多い資料について、対応がスムーズにできるよう、本のリストを作成して職員で共有するとともに、ホームページにも掲載しました。今後は、市民に広く活用されるようさらなる工夫が必要です。

「茨木市図書館を使った調べる学習コンクール²⁶」の開催に合わせて、本の探し方や調べ方についての講座を開催しました。また「こども向け調べもののリンク集²⁷」については、随時見直し、更新が必要です。

オ) 「おはなし会」の充実

おはなし会ボランティアを、新たに私立保育所（園）・幼稚園・認定こども園に派遣しました。また市内のイベントでもおはなし会を行いました。

図書館で開催しているおはなし会については、開催時間等の検証が必要です。

カ) 講座・こども向け行事等の開催

各図書館の新規利用や来館促進につながる行事や読書推進の講座を開催しました。

- ・ 工作行事や新たな本の出会いとなるこどもの本交換会など、図書館への来館のきっかけや読書推進につながるよう、各図書館で様々な行事を開催しました。
- ・ 読書推進の講座について「親子で参加できる読み聞かせ講座」、「読書感想文の書き方講座」などを各図書館で開催し、親子で読書について考える機会を増やすことができました。



おはなし会



行事の様子

行事や講座については、対象や内容を精査し、効果的な周知方法などの工夫が必要です。

²⁶ 図書館を使った調べる学習コンクール：図書館利用促進と調べる学習の普及を目的に、公益財団法人図書館振興財団が実施するコンクール。

²⁷ こども向け調べもののリンク集：調べものをする際に活用できるこども向けのウェブサイトのリンク集。茨木市立図書館ホームページに掲載。

キ) こども向け広報の充実

図書館ホームページに全館の行事カレンダーを作成し、全館の行事が一覧でわかるようにしました。また、図書館ホームページで開催時の様子を紹介したり、広報いばらき、市ホームページ、市公式SNSなど様々な媒体でこども向けの利用案内や行事情報を発信しました。

そのほか、各館で環境に応じた広報活動に努めました。今後は、図書館に来館しないこどもや保護者へ周知するために、ホームページの充実やSNSのさらなる活用、周知方法の検討が課題です。

ク) すべてのこどもが利用しやすい環境づくり

・日本語を母語としないこども向けに、おにクルぶっくぱーく開館時にはクラウドファンディング²⁸により外国語で書かれた絵本を購入し、その後も継続して購入を行い、所蔵リストは随時更新してホームページに公開しました。

ブックスタート時に配布しているブックレット²⁹については、8か国語を用意しました。

「英語のおはなし会」や、多言語絵本や読み聞かせに触れ合うイベント「えほんのひろば」を実施しました。

また、「いばらき市電子図書館³⁰」では読み上げ機能や動画・音声が生再生される外国語の絵本を受入しました。

今後も、外国語で書かれた絵本の収集を行い、充実を図ります。外国語のおはなし会の開催等については、引き続き、実施方法等の検討が必要です。

・配慮（支援）が必要なこども向けに、点字絵本やさわって読む絵本、LLブック³¹、こども向けデージー図書³²などの収集・提供を行うとともに、「LL版利用案内³³」を設置して、利用しやすい環境づくりに努めました。より多くのこどもたちに利用してもらえるよう、引き続き、収集や利用について

²⁸ クラウドファンディング：インターネットを介して、不特定多数の人々（賛同者）から資金を調達する仕組み。

²⁹ ブックレット：NPOブックスタートが発行している赤ちゃんと一緒に絵本をひらく楽しさを、より丁寧に保護者に伝えるためのポイントやアドバイスを掲載している冊子。

³⁰ いばらき市電子図書館：茨木市立図書館で収集・集積しているさまざまなデジタル化資料を検索・閲覧できるサービス。インターネットを通じて様々なデバイス上で電子書籍の貸出、予約を行うことができる。

³¹ LLブック：やさしくてわかりやすい日本語で書かれた本。

³² デージー図書：デージー（DAISY）はDigital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。

³³ LL版利用案内：単語や文章はできるだけやさしく表現し、漢字にはルビを振り、絵文字（ピクトグラム）なども使った誰にでもわかりやすい図書館の利用案内。

の周知、関係課と連携した情報提供の方法について検討が必要です。

ケ) 本市にゆかりのある作家と作品の紹介・普及

「BOOK TRAVEL³⁴」等移動図書館のイベント参加時において「文学クイズ」を実施し、本市にゆかりのある作家の紹介を行いました。

図書館に職場体験にきた中学生に実施した意識調査では、「茨木市のゆかりの作家を知っていますか？」という問いに対し7割が「聞いたことがある」と回答していますが、「作品を読んだことがある」という回答はほとんどありませんでした。

今後も広く情報収集を行うとともに、本市にゆかりのある作家の作品の紹介も含めこどもたちに知ってもらえるような情報提供について検討していきます。

コ) 「子ども読書の日」の普及

「子ども読書の日³⁵」および「こどもの読書週間³⁶」の行事は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時期中止していましたが、おはなし会やこどもの本の交換会など複数館で行事を再開しました。また、啓発ポスターを全館掲示し、市内の公共施設や保育園等にも配布してPRに努めました。

(2) 基本方針Ⅱ 関係機関の連携と人材の育成の取組と成果・課題

① 関係機関の連携

ア) 団体貸出の利用促進

地域でこどもが集まる施設や学校園へ市立図書館の資料の貸出を行いました。市立図書館の本や物流システムでの配送を利用した学校間の本の貸借を行い、学校の調べ学習等に使用する本を見童・生徒に提供しました。

また、市立図書館が寄付を受けて購入したテーマ・年齢別の団体向けセット貸出を開始しました。今後も、図書館ホームページ、広報いばらきや校長会・教頭会で団体貸出の活用についての周知を継続して行い、利用促進に努めます。

³⁴ BOOK TRAVEL：元茨木川緑地等を利用して、「本」を介した「憩い」や「賑わい」を楽しむ、読書に親しむイベント。

³⁵ 子ども読書の日：「子どもの読書活動の推進に関する法律」により「4月23日」と定められている。

³⁶ こどもの読書週間：子ども読書の日から5月12日の約3週間。こどもに読書の楽しみや喜びを知らせるとともに、大人もこどもの読書の大切さを考える機会としている。

イ) ブックリスト「おもしろい本みつけた！」の活用

市立図書館をはじめ、市内の全保育所（園）・幼稚園・認定こども園やつどいのひろば³⁷、小中学校・高等学校に配布し、多くの人に手に取ってもらうことができました。

ウ) 読み聞かせやおはなし会の開催

市立の学校園に加え、私立の保育所（園）・幼稚園・認定こども園にも、おはなし会ボランティアを派遣しました。市内イベントでのおはなし会開催時には、広報いばらきや市ホームページ、図書館ホームページをはじめ地域情報サイトでも広く情報提供に努めました。

エ) 市立図書館の見学、職場体験

保育所（園）・幼稚園・認定こども園等や小学校の児童を市立図書館で受け入れ、館内見学・貸出などを行いました。また、中学生の職場体験をコロナ禍で一時中止した際も、図書館インタビューを受入れ、再開してからは、図書館業務の体験とともに、おすすめ本の紹介文を書いてもらい、紹介文は、図書館ホームページに「中学生のおすすめ本」として掲載しました。

オ) 学校と市立図書館との連携

学校と市立図書館が、協力してこども読書活動を推進するための取組を具体的にまとめた「学校と公共図書館ねっとわーくプラン」に基づき、連携事業を推進しました。

- ・市立図書館司書が学校図書館を訪問し、情報提供や意見交換を行いました。また、スクールサポーターや司書教諭等の連絡会に出席し、意見交換や交流を行いました。

- ・市立図書館の司書が、公共図書館の情報や学校図書館運営に役立つ情報を掲載した「ねっとわーくだより」を年2回発行しました。

- ・学校教育推進課と市立図書館が連携し「茨木市図書館を使った調べる学習コンクール」を実施しました。応募件数は増加傾向にあり、入賞作品は図書館で展示しました。

カ) ボランティアグループ等の情報提供

朗読や読み聞かせグループについて、情報収集は進めていますが、おはなし会ボランティア以外の情報提供に至っていません。読み聞かせに来てほしい団体とボランティアグループ等をつなぐハブとしての役割を担う

³⁷ つどいのひろば：就学前までの親子が気軽に交流や相談ができ、子育てに関する情報提供を行う地域の子育て支援拠点。

ため、情報収集の基準や方法、集めた情報の周知・活用法について検討する必要があります。

キ) 生涯学習出前講座の実施

出前講座では、市立図書館の上手な利用方法や実施しているサービス、こどもへの読み聞かせ、絵本の紹介についての講義を行いました。

ク) 地域団体・ボランティアのネットワークづくり

図書館が連携・協力できる地域の子育て関連団体について取りまとめ、市立図書館の職員間で共有しました。引き続き、情報収集をするほか、相互の連携やネットワークづくりについて検討が必要です。

ケ) 関係機関、地域団体、ボランティアとの連携・協力

ボランティアグループと協働して、おもちゃづくりや、えほん作りなどの行事を開催しました。関係機関のイベント等へおはなし会ボランティアを派遣しました。

また令和5年11月に開館した「おにクルぶっくぱーく」では、施設内外機能との連携により「本」と「人」、本を通じた「人」と「人」がつながる図書館活動を行いました。

引き続き、相互に協力できる取り組みの検討が必要です。

② こどもの読書に関わる人材の育成

ア) 保育士・幼稚園教諭の読み聞かせ技術の向上

園内研修等を通じて、職員間で意見交流や情報交換を行い、絵本の読み聞かせの技術向上を図りました。

イ) 学校図書館に関わる人材の知識・技術の向上

司書教諭・スクールサポーターに向けた研修を行い、情報交換を定期的に行うことができました。学校図書館についての専門性の高い人材を活用し、学校からの情報発信を行う必要があります。

ウ) 児童サービス担当職員のスキルアップ

外部講師を招き、こども読書活動推進の取組に関する知識を深めるほか、外部研修に積極的に参加し、知識・技能の向上に努めました。

エ) おはなし会ボランティアの技術向上

技術の向上のため、研修会を実施するとともに、新たな活動の担い手を育成するため、おはなし会ボランティア入門講習会を開催しました。

オ) 研修会の情報提供

府立図書館の研修会等のお知らせについて、ボランティアや関係課等に情報提供を行いました。

第3次計画では、2つの基本方針に基づき、図書館、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校などの関係機関が連携し、切れ目なく読書機会と環境の充実を図り、発達段階に応じた読書活動を推進してきました。各施設でのおはなし会や読み聞かせの実施、本を簡単に手に取ることができる環境の整備等により、こどもたちに本を身近に感じてもらう機会を提供してきました。

それらの取組により、令和4年（2022年）に実施した「読書アンケート」の結果でも「本を読むのが好きですか」という質問に対し「好き」「まあまあ好き」という回答が調査開始（平成26年）から継続して小学生において8割以上、中学生においても7割以上を保つことができています。

一方、2割程度の小中学生が、本を読むことが「あまり好きでない」「嫌い」と回答しており、その理由として「読みたい本がわからない」と答える児童・生徒が増えています。こどもたちそれぞれの興味関心や発達段階・特性に応じた本と出会えていないことが考えられます。

今後も継続して、関係機関が連携し、こどもを取り巻く読書環境の整備の充実を図り、こどもの読書活動を推進していくことが重要です。

第3章 第3次計画 改定版の基本的な考え方

こどもたちは読書を通じて、読解力や創造力、思考力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解できるようになります。また、自然科学や社会科学の本、新聞、図鑑などを読むことで、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、探求心を深めていきます。

近年、グローバル化や技術革新により、社会が大きく急速に変化する中で、社会全体が予測困難な時代になっています。その中で、こどもたちは自ら変化に向き合い、他者と協力して課題を解決することや、様々な情報を比較・検討・評価して消化し、新たな価値へつなげていくことなどが求められています。スマートフォン利用率の増加やSNSの普及、GIGAスクール構想による学校での児童・生徒一人一台端末の整備によりインターネットの利用がこどもたちの日常に欠かせないものになるなど、あらゆる分野の多様な情報に容易に触れることができるようになり、その情報の見極めがより一層重要になっています。読書は、精査した情報を基に自分の考えを形成し、表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、こどもたちにとって今後さらに重要となると予測されます。このような読書活動および読書習慣の形成には、乳幼児期からの切れ目のないアプローチが欠かせません。一人ひとりの発達や読書経験、読書活動に対して抱える課題に留意し、家庭・地域・学校等さまざまな場所において、読書活動推進の取組を進めることが必要です。

また、こどもの視点に立った読書活動推進のため、こどもの意見を反映させることが必要となっています。本計画改定版では今まで行ってきたアンケートに加え、職場体験にきた中学生を対象に読書に対する意識調査を実施しました。この意識調査は必要に応じて内容を変えながら今後も継続して実施し、こどもの意見を取り入れていきます。

本計画改定版では、前の章で挙げた第3次計画期間における課題や、アンケート結果を踏まえて、引き続き2つの基本方針に沿って取組を進めます。

これまでの取組を継続していくとともに、

- ・障害のあるこどもや、日本語を母語としないこどもたちへの読書機会の確保
 - ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - ・読書活動ができていないこどもたちが、読書に出会う新たな機会の創出
- について、重点的に取り組めます。

※上記重点項目については、第4章の取組の中で★を記載しています。

1 基本方針

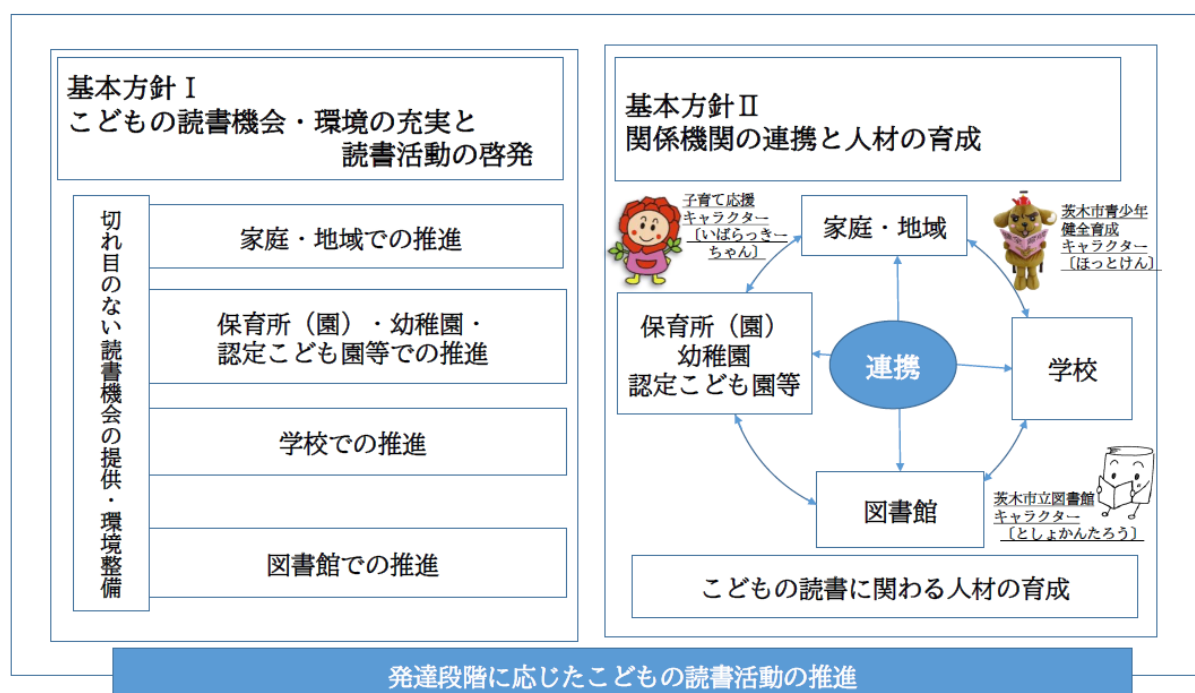
I こどもの読書機会・環境の充実と読書活動の啓発

こどもたちが日常生活の中で読書習慣を身に付け、興味や特性に応じた読書活動を通して豊かな学びのある人生を歩めるよう、家庭・地域・学校等さまざまな場所において、こどもと本が会える機会や環境の整備を行い、こどもの周囲にいる大人たちに、こどもの読書活動の重要性について、引き続き普及・啓発していきます。

II 関係機関の連携と人材の育成

こどもが多くを時間を過ごす保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校等と、こどもに関わる地域の施設等、こどもの読書活動に関わる関係機関が相互に連携・協力し、より効果的な推進体制で取り組みます。また、継続して取組を進めるため、こども読書に関わる人材の育成や知識・技能の向上を図ります。

2 計画の体系



第4章 計画の実現に向けた取組

1 基本方針Ⅰ こどもの読書機会・環境の充実と読書活動の啓発

(1) 家庭・地域での推進

こどもの読書活動は、日常生活の中で身近な大人から影響を受けて習慣化していきます。こどもが読書に親しむようになるには、読書がこどもの成長に大切な役割を果たすことの理解を保護者に深めてもらうだけでなく、家庭で本に触れる機会をもつことが重要です。

こどもたちが日々過ごす家庭や、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校のほかに、こどもの読書と関わる場として地域があります。

川端康成文学館や公民館、上中条青少年センター等が実施する事業の中で、こどもたちに読書の楽しさを知る機会を提供します。

	取組	内容
ア	ブックスタート事業	保健師の訪問指導や地区活動等を通じて、啓発に努めます。（子育て支援課）
		こども支援センターで実施している4か月児健康診査において保護者に乳幼児期からの絵本を介した親子のふれあいの大切さについて伝えます。（中央図書館）
イ	読み聞かせ会・講演会・講座の開催	生涯学習センターきらめきでは、中央図書館と連携し、本を身近に感じ読書に親しむきっかけづくりとなる事業を検討・企画します。（文化振興課）
		男女共生センターローズWAMでは、絵本の読み聞かせを実施します。（人権・男女共生課）
		おはなし会ボランティアの派遣を利用しておはなし会の機会を設けます。（学童保育課）
		各公民館では、おはなし会ボランティアの派遣も活用しながら、読み聞かせ事業を推進していきます。 上中条青少年センターでは、 <u>子どもセミナー³⁸</u> を通じて絵本と関わりをもつ機会の提供に努めます。（社会教育振興課）

³⁸ 子どもセミナー：市内小学生を対象に、ものづくりや、遊びを通じた交流などを実施。

ウ	こどもの本のコーナーの充実	生涯学習センターきらめきでは、リサイクル図書を活用し「乳幼児及び小学生向け書籍コーナー」を充実させるとともに周知・PRを行います。(文化振興課)
		男女共生センターローズWAMでは、本の収集を行うとともにブックガイド等での広報に努めます。また講演会や講座開催に合わせて書籍の展示を実施します。 いのち・愛・ゆめセンターでは、リサイクル図書を活用して館内のこどもの本を充実させます。(人権・男女共生課)
		市役所窓口(南館3階)のこどもの本コーナーや多世代交流センターのこどもの本の充実を図ります。(こども政策課)
		団体貸出や移動図書館の利用により、学童保育室のこどもの本の充実努めます。(学童保育課)
		上中条青少年センターでは、利用者に興味をもってもらえるような本の充実努めます。(社会教育振興課)
エ	本市にゆかりのある作家と作品の紹介・普及	川端康成文学館では、中高生向けの講座やこども向け行事を通して周知に努めます。(文化振興課)
		富士正晴記念館では、こども向けイベントを通して周知に努めます。(中央図書館)
オ ★	日本語を母語としないこどもへの取組	<u>多言語読み聞かせを市内施設で開催し、日本語を母語としないこどもへの読書機会の普及に努めます。(人権・男女共生課)</u>
カ	その他	各学童保育室では、本の紹介や読み聞かせについての情報収集を行い、こどもが本に親しみ、読書への興味が深まるように取り組みます。また、校外保育で図書館を利用するなど本に親しむ機会の充実努めます。(学童保育課)
		ふれあいルームの活動時間に市立図書館を利用したり、団体貸出を活用したり、読書に親しむ機会をつくります。(教育センター)

(2) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等での推進

すべてのこどもが読書に親しむためには、幼少期のこどもたちが多くの時間を過ごす保育所（園）・幼稚園・認定こども園等における取組が重要な役割を果たします。

こどもたちがおはなしや物語に親しみ、読書の習慣につながるよう、さまざまな取組を行います。

	取組	内容
ア	読書の習慣化への取組	保育所（園）・幼稚園・認定こども園では、親子で絵本を借りる機会を定期的に設けたり、こどもの絵本との関わりを保護者に知らせたりすることにより、家庭での読み聞かせを親子で楽しめる取組を実施します。（保育幼稚園総務課）
イ	こどもの本の選定・収集の充実	絵本や視覚教材（紙芝居やパネルシアター ³⁹ など）に関する研修会に積極的に参加し、時代のニーズに応じた情報収集を行います。人気のある絵本について保護者からの意見を参考にするとともに図書館と連携し、保護者や地域を巻き込んだ取組を実施します。（保育幼稚園総務課）
ウ ★	配慮（支援）を要するこどもへの読書環境の整備・読書機会の提供	児童発達支援センターあけぼの学園では、絵本の読み聞かせだけでなくペープサートやエプロンシアターなど個人に応じた環境づくりを工夫します。（発達支援課） 保育所（園）・幼稚園・認定こども園では、小集団での読み聞かせを行ったり、タブレットなどのデジタル教材や感触を楽しめるような絵本を取り入れるなど、配慮（支援）を要するこどもが興味関心をもてるような環境づくりや絵本選びに努めます。（保育幼稚園総務課）
エ ★	日本語を母語としないこどもへの取組	保育所（園）・幼稚園・認定こども園では、保護者や図書館と連携して日本語を母語としないこどもの母国語の絵本の活用を進めます。またその国の身近な言葉や遊び、食べもの等をこどもたちと共有し相互理解を深めます。（保育幼稚園総務課）
オ	保育所幼稚園と小学校接続期での取組	保育所（園）・幼稚園・認定こども園の園児と小学校1年生のおはなし交流の機会を設定します。（保育幼稚園総務課）

³⁹パネルシアター：布を貼ったボードに布・紙で作った人形等を貼ったり外したりして展開する人形劇。

（３）学校での推進（学校教育推進課）

日ごろから学校で子どもたちがさまざまな形で本に触れる機会を設けることが、読書活動の習慣化につながります。また、学校図書館は、こどもの読書活動を支える重要な拠点です。学校図書館には、こどもの自発的・主体的な学習活動を支援する機能と、豊かな心を育む自由な読書活動の場としての機能があり、子どもたちがそれらを活用し、読書意欲を刺激されるような工夫に努めます。

	取組	内容
ア	小・中学校における読書の習慣化への取組	情報活用能力の育成をめざし、学校図書館モデル校が授業の中で学校図書館の資料を活用した公開授業を毎年実施します。また、図書館を使った調べる学習コンクールを開催し、図書館の利用機会を増やします。
イ	こどもの本の選定・収集の充実	調べ学習や授業関連の本を収集するとともに、児童・生徒のリクエストを考慮しながら本の選定・収集の充実に努めます。
ウ ★	障害のある子どもへの読書機会の提供	障害のある子どもたちの読書状況を把握し、全ての子どもたちの読書を推進する手立てを検討します。
エ	学校図書館運営体制の充実	各学校の司書教諭・スクールサポーター・学校図書館ボランティア等が連携強化できるよう、市内学校の情報共有システムの活用の仕組みを工夫します。
オ ★	デジタル化に関する取組	学校で支給している一人一台端末を利用した電子書籍への対応などを検討するとともに、デジタル情報との関わり方を子どもたちが自ら考えられるよう取り組みます。



学校図書館

（４）市立図書館での推進（中央図書館）

市立図書館は中央館及び4分館と、公民館やコミュニティセンター内に設置されている図書室が8分室あります。令和5年（2023年）に開館したおにクルぶっくぱーくでは、施設全体に本を配架するなど、様々な場面で、こどもが本に出会える場づくりに取り組んでいます。また、図書館から離れた地域については、移動図書館が市内15か所に巡回しており、市内全域で図書館を利用できる環境整備に努めています。

今後も親しみやすい身近な図書館をめざして、利用促進のためのPRを活発に行うとともに、関係機関と連携し、たくさんのこどもたちに市立図書館に来館してもらえるよう取組を進めます。

さらに、デジタル時代に対応し、来館せずに利用できる電子書籍等の充実についても取り組んでいきます。

	取組	内容
ア ★	こどもの本の選定・ 収集の充実・提供	年齢に応じた本など幅広くこどもの本を収集・提供します。児童書と一般書の区別なく中高生向けの本を充実させ、電子書籍についても、さらなる活用に向けて資料の充実と <u>周知</u> に努めます。
イ	移動図書館による巡回	市立図書館や分室から離れた地域の巡回や、市内のイベントにも出動し、読書の機会を提供します。
ウ	ブックリストの作成・配布	0歳～高校生までの年齢に応じたおすすめ本を紹介する「おもしろい本みつけた！」や中高生向けの本の情報提供に努めます。
エ	こどもの読書に関する相談	問い合わせの多い内容などはリストを作成し多様なテーマの特集を行います。図書館ホームページの「こども向け調べもののリンク集」を随時見直し、更新します。
オ	「おはなし会」の充実	図書館・学校園等市内各施設およびイベントでのおはなし会を開催し、幅広く様々な場所でおはなしに触れられるよう努めます。
カ	講座・こども向け行事等の開催	市立図書館を利用したことがないこどもや保護者の利用のきっかけになるような取り組みを各市立図書館で行います。周知方法や講座内容は適宜検討します。
キ	こども向け広報の充実	ちらしやポスター以外に図書館ホームページやSNSを活用するとともに、新たな周知方法を検討します。

ク ★	すべてのこどもが利用しやすい環境づくり	<u>母語が日本語でないこども向けの外国語絵本の収集を行います。また、外国語での読み聞かせやおはなし会の開催については、多くのこどもたちが参加できるように実施方法を検討します。</u> <u>障害のあるこども向けの点字絵本、やさしい日本語で書かれたＬＬブックのほか電子書籍を充実させるとともに情報提供に努めます。</u>
ケ	本市にゆかりのある作家と作品の紹介・普及	郷土の作家をこどもたちに身近に感じてもらうため、情報収集を行い、幅広く紹介し、親しむ機会を提供します。



移動図書館



中央図書館 児童室



おにクルぶっくぱーく 2階
えほんライブラリー

2 基本方針Ⅱ 関係機関の連携と人材の育成

(1) 関係機関の連携

いつでもどこでも自主的に読書活動を行えるようにするため、こどもが多く時間を過ごす学校等の施設と地域の関連施設、さらに地域の生涯学習の拠点である市立図書館が連携体制を整備し、相互に協力しながらこどもの読書活動を推進します。

	取組	内容
ア	団体貸出の利用促進	地域でこどもが集まる施設や学校園への市立図書館の本の団体貸出や、団体向けのセット貸出、中央図書館と小・中学校を巡回する物流サービスを周知し、利用促進に努めます。
イ	ブックリストの活用	市立図書館司書が年齢に応じたおすすめ本を紹介する「おもしろい本みつけた！」等をさまざまな施設に配布します。
ウ	読み聞かせやおはなし会の開催	保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校、市内でのイベント等こどもの集まる場所で、ボランティアによるおはなし会を実施します。また開催等の情報提供に努めます。
エ	市立図書館の見学、職場体験	市立図書館で保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校等からの見学を受け入れ、図書館の使い方を周知します。中学校からの職場体験を受け入れ、業務を体験し市立図書館を身近に感じてもらい本に親しむ機会を提供し、読書への関心を高めます。
オ	学校と市立図書館との連携	「茨木市図書館を使った調べる学習コンクール」に、より多くの小中学校が参加するよう呼びかけを行い、市立図書館では入賞作品の展示を行います。 「学校と公共図書館ねっとわーくプラン」に基づき市立図書館司書が学校訪問を行い、情報提供や意見交換、相談に応じます。司書教諭やスクールサポーターの連絡会に出席し、学校での取組について情報収集を行います。

カ	ボランティアグループ等との連携	こどもの読書に関わる地域団体やボランティアについて情報収集を行い、連携してネットワークづくりに努めます。
キ	生涯学習出前講座の実施	依頼を受けて、市立図書館司書が講座を実施します。適宜内容の見直しを行うとともに、情報発信に努めます。
ク ★	関係機関等との連携・協力・共創	おにクルを中心として、関係機関との連携により、イベント開催や、本の提供、本の紹介など、読書にふれるきっかけづくりの場を創出します。



図書館見学



職場体験

（２）こどもの読書に関わる人材の育成

こどもの成長に合わせて本を紹介し、読書意欲の向上を促すための取組には、図書館司書、司書教諭、スクールサポーター、ボランティアなど多くの大人が関わっています。こどもと本をつなぐ人材の育成や知識・技能の向上に努め、こどもの読書活動を支援します。

	取組	内容
ア	保育士・幼稚園教諭の読み聞かせ技術の向上	絵本をテーマにした研修会を市として設けたり、積極的に絵本に関する研修会への参加を促し、定期的な情報のアップデートを行っていきます。研修会の知識を職員全体で共有できるような機会を設けます。（保育幼稚園総務課）
イ	学校図書館に関わる人材の知識・技術の向上	定期的に研修を行い、司書教諭、スクールサポーター、学校図書館ボランティアの知識・技術の向上に努めます。（学校教育推進課）

ウ	児童サービス担当職員のスキルアップ	図書館内で研修を行うとともに、外部研修に積極的に参加し、知識・技術の向上に努めます。(中央図書館)
エ	おはなし会ボランティアの技術向上	おはなし会ボランティアの技術向上のため、定期的に研修会を実施します。(中央図書館)
オ	研修会の情報提供	府立図書館の研修会等のお知らせを学校やボランティア、関係課等に情報提供します。(中央図書館)

3 推進体制の整備

こどもの読書活動をさらに推進していくためには、家庭・地域・学校など多くの人々の連携・協力が必要です。第1次計画から現在もそれぞれの役割を果たしつつ、さまざまな取組を進めていますが、こどもを中心にそれらがつながったとき、より効果的な推進が図られます。一人ひとりのこどもたちが、周囲の大人たちとのつながりの中で、さまざまな機会に本や読書に親しみ、自ら読書する習慣を身に付けることで、人生を豊かにしてほしいと考えます。

計画の実施にあたっては、市内のこどもの読書活動に関係する各課で構成する連絡会を開催し、各課の取組の進捗状況について毎年取りまとめ、点検します。

また、こどもの読書活動の状況を継続的に把握するため、市内の小・中学校の児童生徒や、保育所(園)・幼稚園・認定こども園の保護者に対して、定期的にアンケート調査を実施し、分析を行います。

さらに各課の取組の進捗状況について、学識経験者などで構成される「茨木市図書館協議会」において報告し、意見を聴いて、取組に反映します。

こどもたちが成長して大人になったとき、本市でたくさんの本に出会った経験から、大人になっても読書を楽しみ、その大人が次の世代のこどもたちに本を読む楽しさをつないでいける「本が好きなまち・茨木」をめざして、継続してさまざまな取組を進めていきます。

資料編

【資料編】

- 1 学校と公共図書館ねっとわーくプラン・・・・・・・・・・ 31
- 2 茨木市こども読書活動推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 38
- 3 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 40
- 4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律・・・・・・・・ 43

こどもと本の出会いを支える 学校と公共図書館ねっとわーくプラン

令和6年度 改訂版

こどもたちが、発達段階に応じて自ら本に出会い、本の面白さや楽しさに気づき、健やかな成長の糧となるよう、こどもたちが多くの時間を過ごす学校、そして地域としての公共図書館が協力しあい、こどもの読書活動を推進します。

「第3次茨木市こども読書活動推進計画 改定版」をもとに、以下の取組を具体的にすすめます。

(※以下「公共図書館」を「図書館」と表記します。)

プランを支える4つの柱

具体的な協力体制について、4つの柱に分類しました。

“資料”の共有、“施設”“活動”の充実、“人”の交流によりこどもたちの読書活動を支えます。

① 図書館の本を借りる

こどもたちにより多くの本に触れてもらうため、市内の学校に図書館の本を貸し出します。

○団体貸出(長期貸出)

調べ学習に関する資料の相談と協力

○団体貸出(短期貸出)

○セット貸出

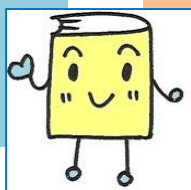
② 学校図書館の環境をさらに充実させる

環境の充実に関わる蔵書構成等について、図書館司書がともに考えます。

○本の選書・蔵書構成

○除籍

○修理 など



としよかんたろう

③ こども読書担当者 がつながる

担当者同士が、課題・情報の共有、情報交換を行います。

○司書教諭・スクールサポーター・ボランティア・図書館司書の情報交換

○スクールサポーター研修への協力

④ 図書館で学ぶ

こどもたちの学びの場として、図書館を活用いただけます。

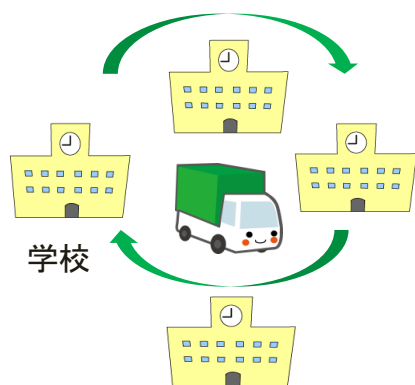
○図書館見学(小学3年生)

○職場体験(中学2年生)

①図書館の本を借りる

こどもたちがより多くの本に出会うことができるよう、図書館の児童書・絵本・紙芝居などを、市内の学校に貸出しています。

『長期貸出』、『短期貸出』及び『団体向けセット貸出』をご利用いただけます



①長期貸出

- (1) 通常の長期貸出
- (2) 調べ学習のための長期貸出

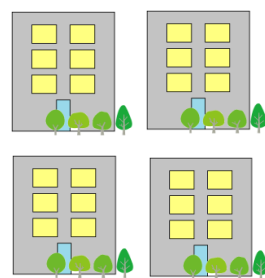
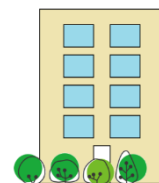
②短期貸出

③セット貸出

① ③は物流(図書資料相互利用)システムを利用した貸出も可能

調べ学習をサポート!

中央図書館



分館4館

(おにクルぶっくぱーく・水尾・庄栄・穂積)

物流システムって?
年に15回学校間と中央図書館を起点・終点に運搬している「図書資料相互利用」のシステムです。(担当:学校教育推進課)

①長期貸出

(1) 通常の長期貸出

対象館 : 中央図書館の書庫にある図書

貸出冊数 : 最大300冊

貸出期間 : 最長3か月

利用方法 : 来館しての貸出。来館希望日時をお電話で事前予約ください。

★来館可能日時 : 水から金曜日までのいずれか
9:30~11:30、13:00~16:00

★貸出資料は、直接持ち帰るか「物流システム」の利用もできます。

(2) 調べ学習のための長期貸出

対象館 : 中央図書館の書庫にある図書(原則1タイトル1冊)

貸出冊数 : 最大50冊(テーマで貸出希望の場合は20冊まで)

※冊数は「通常の長期貸出」の冊数に含みます。

貸出期間 : おおむね2か月

利用方法 : ファックスでの申込。依頼票(図書館HPでダウンロードできます)を中央図書館まで送付ください。

★「借りる資料が決まっている場合」「具体的な書名が決まっておらずテーマや主題にあわせた図書の送付を希望する場合」の2つの利用方法があります。

★「物流システム」を利用した貸出も可能です(直接持ち帰りもできます)。



②短期貸出

対象館 : 中央図書館・分館(おにクルぶっくぱーく・水尾・庄栄・穂積図書館)の閲覧室にある図書

貸出冊数 : 最大20冊 貸出期間 : 最長1か月 利用方法 : 事前予約は不要です。

★開館時間内であればご利用いただけます。★貸出資料は、直接お持ち帰りください。

③セット貸出

調べ学習に活用できる図書や絵本を、テーマや対象年齢でセットにして貸出します。

貸出期間 : 最長1か月 利用方法 : 申込書に記入の上、来館・メール・FAXで中央図書館へ申込。

★開館時間内に中央もしくは4分館で受取、「物流システム」の利用もできます。



②学校図書館の環境をさらに充実させる

学校図書館を日々運営される中で、お困りのことはありませんか？
学校図書館の魅力をアップ！し、こどもたちにたくさん使ってもらえるように、
図書館の司書がともに考え、取り組みます。



選書・蔵書構成

購入する資料について、選書基準や、
蔵書構成の考え方など、図書館司書
が相談にのります。

除籍

購入・受入をする一方で、除籍につい
て考えることも書架の鮮度を保つため
に、とても大切な仕事です。
どのような基準で除籍していくのか、
また不要になった本の活用方法につ
いて、図書館司書がご提案します。

配架方法

こどもたちにわかりやすく、手にとって
もらいやすい資料の並べ方、展示方
法等について、ともに考えます。

修理

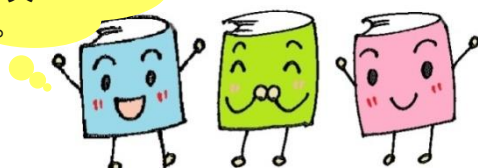
日ごろの運営の中で、修理方法に迷
うとき、図書館へお問い合わせくださ
い。

その他

そのほかにもご相談をおうかがいま
す。



こどもたちが、自ら本を
手に取ってくれる工夫
をともに考えよう。



③こども読書担当者がつながる

学校図書館に関わる司書教諭・スクールサポーター・ボランティアと、図書館の司書が日ごろの運営・活動について情報交換をします。

また、スクールサポーター研修について、図書館司書が協力します。

○司書教諭・スクールサポーター・ボランティア・司書の情報交換

学校図書館の様子、取り組み、課題などを教えてください。

また、担当者同士顔が見える関係を築くことで、日ごろから困っていることや工夫していることなどの情報交換を行い、こども読書推進に向けた取り組みをスムーズに進めます。



授業の調べ学習で、こんなテーマをよくとりあげるのですが、図書館ではどんな資料がありますか？

それでしたらこんな資料がありますよ。またほかにも〇〇についての資料はたくさんそろえていますよ。



いいですよ。学校図書館にチラシを設置できます。こちらの取り組みの情報も、図書館へお知らせしますね。

図書館でこどもたちに向けてイベントをやります。チラシを配布してもらえますか？



○スクールサポーター研修

学校教育推進課が実施している研修等で、図書館司書が、本の修理方法などの実習を行ったり、図書館での読書活動の推進状況などをお伝えすることができます。

そのほかにも…

学校でのおはなし会 実施への協力

おはなし会ボランティアを派遣します。
※詳しくは、「茨木市図書館HP」⇒「学校園のページ」⇒「おはなし会ボランティアの派遣」をご覧ください。

ブックリスト「おもしろい本
みつけた！」の発行・配布
司書がこどもたちに届けた
い本を選んで、年2回発行し
ています。学年ごとに作成
し、配布しています。



④図書館で学ぶ

図書館では、見学、職場体験の受入を行っています。

日頃図書館に来たことのない子どもたちにも足を運んでもらう機会として、学校の授業でぜひお越しください。

図書館見学

小学3年生

図書館の役割や利用方法についてのお話、館内を見学を行います。中央図書館では、普段入ることのできない地下の書庫なども見ていただけます。

<申込方法>

★見学を希望する図書館(中央または分館4館)に電話で連絡。
候補日を3日程お知らせください。

★見学できる日時は…

曜日:水から金曜日

時間:午前9時30分から

※クラス数が多い場合は、2日に分けて受付する場合があります。

<見学のプログラム例>

9:30 あいさつ・お手洗い等

9:40 図書館紹介・説明

10:00 館内見学

(人数が多い場合は2回に分けます)

10:30 児童室で閲覧、貸出

11:00 質問コーナー

11:10~11:30 終了

事前に質問内容についてお知らせいただくと、詳しく説明ができます。

また、利用カードの作成には1週間かかるので、必要な枚数なるべく早く教えてください。



職場体験

中学2年生

カウンターでの仕事や、普段見ることのできない裏方の仕事なども体験していただけます。

<申込方法>

★体験を希望する図書館(中央または分館4館)に電話で連絡。

★体験できる日は…

曜日:水から金曜日

時間:午前8時45分から午後4時

★提出書類

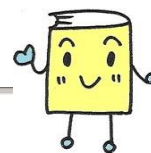
依頼文書(学校の様式で結構です)



茨木市立図書館のHPでは、「中学生のおすすめ本」として、職場体験に参加された生徒さんの本の紹介文を掲載しています。ぜひ一度ご覧ください。
※紹介文原稿作成は、職場体験者全員にお願いしています。



茨木市立図書館ホームページの「学校園連携のページ」「こどものページ」をぜひ一度ご覧ください。
http://www.lib.ibaraki.osaka.jp/



茨木市立図書館
IBARAKI CITY LIBRARY

サイトマップ

図書館支援ツール
資料館上げ・お借書

検索

図書館のご案内

本・資料を探す

こどものページ

レファレンスサービス

「人」「情報」「文化」に出会う場所。

あなたの本棚、
ここにあります。



茨木市立図書館
ホームページ

本・資料を探す

詳細検索

検索

重要なお知らせ

3月1日(月曜日)から一部のサービスを再開します。

02/28 09:31

学校園連携のページ(先生方へ)

学校園連携のページ(先生方へ)

- 団体貸出のご案内
- 物流を利用した図書の貸出について
- 図書館見学のご案内
- おはなし会ボランティアの派遣
- 職場体験
- 学校と公共図書館ねっとわーくプラン
- 団体向けセット貸出のご案内

学校園連携のページ

- 団体貸出のご案内
- 物流を利用した図書の貸出について
- 図書館見学のご案内
- おはなし会ボランティアの派遣
- 職場体験
- 学校と公共図書館ねっとわーくプラン
- 公共図書館職員による学校訪問
- 団体向けセット貸出について



ページの先頭へ

学校園



団体貸出



地域の図書館のわたしたちが、学校図書館のみなさんとともに取り組みます。
これからどうぞよろしくお願いいたします。



● おにクルぶつくばーく

567-0888
駅前三丁目9番45号
電話：072-622-2476



● 水尾図書館

567-0891
水尾三丁目3番18号
電話：072-637-4416



● 中央図書館

567-0028
畑田町1番51号
電話：072-627-4129



● 庄栄図書館

567-0806
庄二丁目26番12号
電話：072-620-1171



● 穂積図書館

567-0033
松ケ本町8番30号
(イオンモール茨木内)
電話：072-620-1056

図書館担当ブロック

市内の小・中学校をブロック別にわけ、各図書館が担当します。
学校図書館からのご相談などは、担当図書館へ！

中央図書館

中学校(5) 西・豊川・北・北陵・彩都西
小学校(12) 春日・郡・畑田・豊川・郡山・耳原・福井・
安威・山手台・忍頂寺・彩都西・清溪

庄栄図書館

中学校(3) 三島・太田・東雲
小学校(6) 三島・庄栄・太田・
西河原・東・白川

穂積図書館

中学校(2)
天王・西陵
小学校(5)
天王・西・
春日丘・穂積・
沢池

おにクル

ぶっくぱーく

中学校(2) 養精・東
小学校(5) 茨木・中条・
中津・大池・
東奈良

水尾図書館

中学校(2) 南・平田
小学校(4) 水尾・葦原・玉櫛・玉島

地域の特性や、各学校の特色を生かした
連携をめざします。



茨木市こども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、茨木市こども読書活動推進計画（第2において「推進計画」という。）を策定するに当たり、茨木市こども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の実施に向けた総合的な調整に関すること。
- (3) その他推進計画の策定について必要な事項

（組織）

第3 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（委員長等）

第4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育委員会教育総務部長の職にある者を、副委員長は同学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

別表

こども育成部長 教育委員会教育総務部長 同学校教育部長 文化振興課長 人権・男女共生課長 こども政策課長 子育て支援課長 発達支援課長 保育 幼稚園総務課長 学童保育課長 教育委員会社会教育振興課長 同中央図書館 長 同学校教育推進課長 同教育センター所長

子どもの読書活動の推進に関する法律

公布：平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

施行：平成 13 年 12 月 12 日

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

公布：令和元年6月28日法律第49号

施行：令和元年6月28日

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における

先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

- 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

- 第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

- 第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための

環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第3次茨木市こども読書活動推進計画 改定版

令和7年（2025年）3月

発行 茨木市

編集 茨木市教育委員会 教育総務部 中央図書館

〒567-0028 茨木市畑田町1-51

TEL 072-627-4129

FAX 072-627-7936

URL <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/toshokan/index.html>



次なる
茨木へ。



茨木市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。